

スポーツ大会開催補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が、本市で開催されるスポーツ大会開催を支援することにより、スポーツを振興すること、市民のまちに対する自信や誇り、愛着を高めることや、まちににぎわいを創出すること、並びに補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、前条の目的に該当するものであって、市内で開催される西日本規模（ただし、児童・生徒については九州規模）以上のスポーツ大会を開催する事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、前条の事業を実施する者で、次のいずれかに掲げる団体とする。

- ア 日本体育協会及び日本レクリエーション協会に属する団体
- イ 北九州市社会教育認定団体
- ウ 全国組織として確立し統一された団体に属する団体
- エ 大会のために組織された実行委員会で上記の団体が構成員となるもの

(補助金等の交付申請)

第4条 事業の実施に際し、補助金の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則27号）の定めるところによる。

(補助金の支払方法)

第5条 補助金は、原則として確定払とするが、市民文化スポーツ局長が必要と認める時は概算払を行うことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な規定は別に市民文化スポーツ局長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

スポーツ大会開催補助規程

(趣旨)

第1条 この規程は、スポーツ大会開催補助要綱第6条に基づき、市内で開催されるスポーツ大会を主催・主管する団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象スポーツ大会)

第2条 補助金の交付対象となるスポーツ大会は、次の各号に該当するものとする。

(1) 国際規模のスポーツ大会(以下「国際大会」という。)

ただし、参加者の1割以上が外国選手であるもの。

(2) 全国規模のスポーツ大会(以下「全国大会」という。)

ただし、原則として関東以北の都道府県を含め、全国16都道府県以上から選手の参加があるもの。

(3) 西日本規模のスポーツ大会(以下「西日本大会」という。)

ただし、九州以外の3府県を含め、西日本地区6府県以上から選手の参加があるもの。

(4) 九州規模のスポーツ大会(以下「九州大会」という。)

ただし、小・中学生を対象とした大会であり、かつ九州を含め、3都道府県以上から選手の参加があるもの。

(5) その他、市民文化スポーツ局長が上記と同等と認める大会

(申請者)

第3条 申請を行うものは、その団体の代表者とする。学校法人についてはその法人の代表者とする。

2 申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するときは、市長は交付を取り消すことができる。

(事業計画書の提出)

第4条 市内で国際級・全国級のスポーツ大会を開催し、補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度の前年度の9月30日までに、別に定める事業計画書を市民文化スポーツ局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

(申請)

第5条 申請は、補助金の交付対象となるスポーツ大会開催の30日前までに行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、大会開催前日までに申請を行うことができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は別表1のとおりとする。

2 大規模大会で特に市民文化スポーツ局長が必要と認めた大会の補助金の額は、別表 2 のとおりとする。

(他の補助金との関係)

第 7 条 本市が行う他の補助事業の交付を受ける場合は、本補助金の交付を受けることはできない。

(文書の保存)

第 8 条 補助金交付に関する書類は、補助年度終了後 5 年間は保存し、いつでも市が確認できるように整備すること。

(その他)

第 9 条 この規定によりがたい場合は、別に市民文化スポーツ局長の決裁を受けるものとする。

付 則

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

区 分	補助金額
国際・全国大会	100 千円
西日本大会	50 千円
九州大会	50 千円

別表 2

区 分	補助金額
国際・全国大会	2,000 千円以内
西日本大会	500 千円以内
九州大会	500 千円以内